# 都市計画審議会の役割について

#### 1 都市計画審議会とは

都市計画法第77条の2第1項に基づき設置される機関であり、都市計画に 関する事項の調査・審議を行っています。

### 2 「都市計画」とは

健全な都市をつくり上げていくために定められる、土地利用に関する様々な ルールのことです。

## 【都市計画の例】

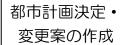
■用途地域

住宅・商業施設・工場など、立地可能な建物の種類を制限するために 定める地域。

- ■防火地域、準防火地域 火災に強い建物の立地を推進することで、延焼による被害を抑えるために定める地域。
- ■地区計画

比較的狭い範囲(街区単位など)で、その地域におけるまちづくりの 目標に沿って、建物の用途や高さの制限などを定める制度。

#### 【都市計画決定・変更の流れ】





都市計画審議会での調査・審議



正式にルール として決定

#### 3 令和3年度の開催状況

開催回数	3回(令和3年10月4日、令和4年1月13日、
	令和4年2月28日)
審議内容	・都市計画法第 34 条第 12 号に基づく産業系区域の見直し
	• 市街化調整区域における開発許可の厳格化
	• 生産緑地地区の廃止
	・新たなごみ処理施設の建設に伴う都市計画の変更